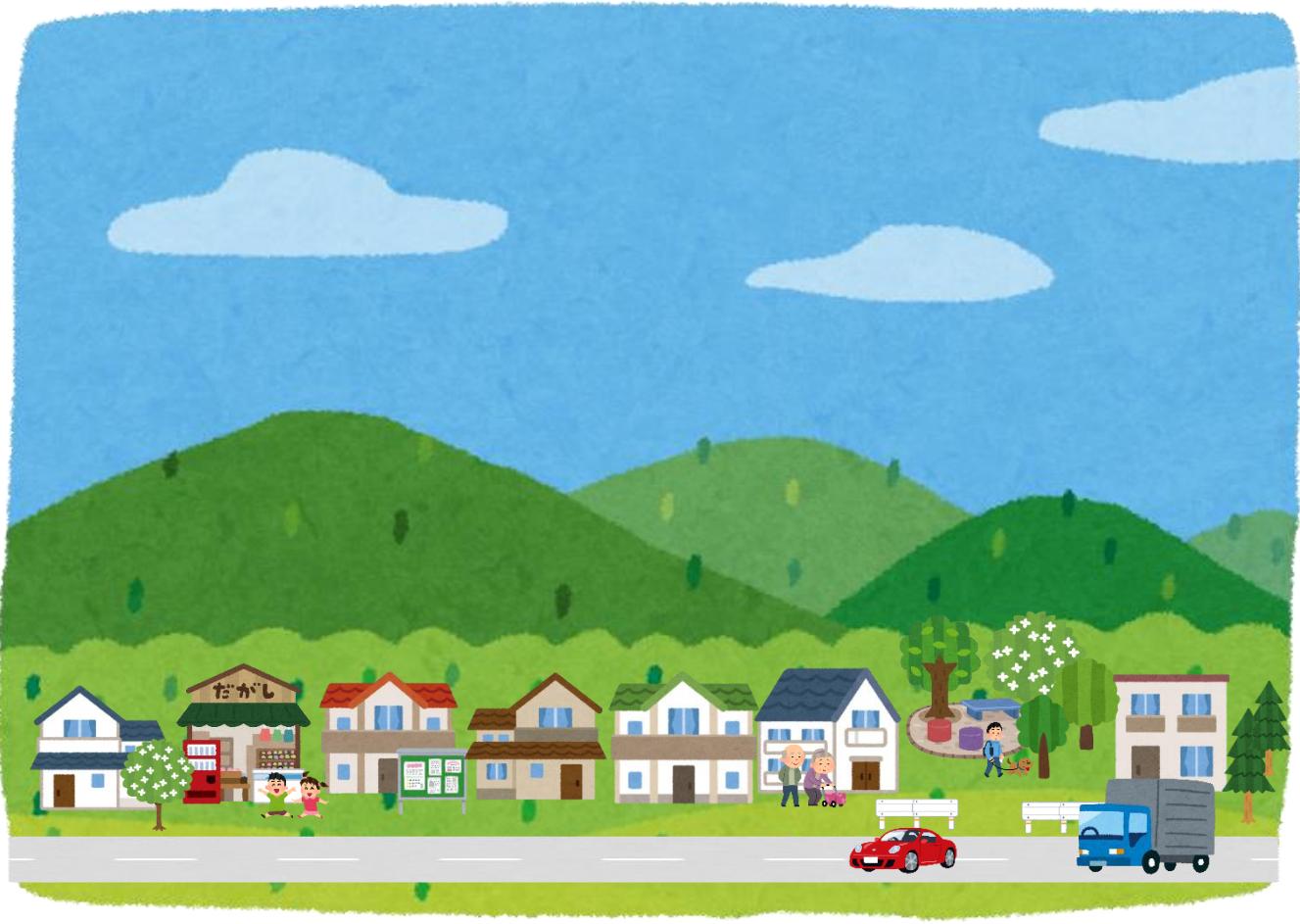


町内集会施設等整備事業費補助金

実施要綱



小千谷市

(1) 概要

- ・制度について 地域住民の福祉の増進と文化の向上を図るため、集会施設の新築、大規模な改修・修繕工事に対して、費用の一部を補助します。
- ・補助対象者 町内会またはこれに準ずる団体

(2) 助成事業

<整備事業>

- (1) 新築
- (2) 建物の購入
- (3) 大規模増改築（昇降機の設置を含む）で100万円を超えるもの

<大規模修繕>

- (1) 集会施設の主体構造部（屋根、柱、土台、外壁ほか）等に係る修繕工事
- (2) 駐車場整備工事
- (3) 排水設備工事
- (4) 改造工事で次に掲げるもの
 - ア 出入口の改造
 - イ 廊下等の改造
 - ウ 階段の改造
 - エ 便所の改造
 - オ その他市長が特に認めたもの

上記の規定にかかわらず、町内会が実施する冷房装置の新設で10万円を超えるもの

・補助対象経費

- (1) 新築、増改築事業費
(給排水、電気、ガス、屋根消雪設備その他の付帯設備を含む)
 - (2) 設計管理委託費
 - (3) 建物の購入費
 - (4) 大規模修繕等事業費
- ・対象外経費
用地購入費、補償料、事務費

(3) 助成事業詳細

<整備事業>

○補助対象事業

- (1) 新築
- (2) 建物の購入
- (3) 大規模増改築（昇降機の設置を含む）で100万円を超えるもの

○補助額

- ・補助対象基準額^{※1}の45%以内の額^{※2}（1,000円未満切捨て）
- ・限度額：1,300万円

- ^{※1} (1) 補助対象面積は、研修室等集会面積の部分を50%以上有している建物で、300m²を限度とし、他の目的に使用する面積部分を除く。
(2) 補助対象基準額は、補助対象面積に補助基準単価を乗じた額と実施事業費のいずれか低い額とし、補助基準単価は、毎年市長が別に定める。
(R7年度時点の補助基準単価は1m²あたり114,000円)
(3) 設計管理委託費の補助基準は、補助対象基準額の3%以内とする。
(4) 建物の購入の場合は、購入価格又は(2)に定める補助対象基準額から建築経過年数1年につき5%を減じて得た額のいずれか低い額を補助対象基準額とする。
- ^{※2} 新潟県農林水産業総合振興事業の対象となる事業は補助対象基準額の50%以内の額、その他市長が特に認める事業は市長が別に定める額とする。

○補助実績

平成29年度	小栗田町内会	小栗田多目的センター物置増築
令和4年度	元中子町内会	元中子公会堂新築工事

○その他

集会場の新築に利用できる補助金は、一般財団法人自治総合センターが実施しているコミュニティセンター助成事業もあります。

（対象となる事業費の5分の3以内に相当する額で2,000万円まで助成）
詳しくは、自治総合センターホームページをご確認いただくか、にぎわい交流課へお問い合わせください。

<大規模修繕>

○補助対象事業

- (1) 集会施設の主体構造部（屋根、柱、土台、外壁ほか）等に係る修繕工事
- (2) 駐車場整備工事
- (3) 排水設備工事
- (4) 改造工事で次に掲げるもの
 - ア 出入口の改造
 - イ 廊下等の改造
 - ウ 階段の改造
 - エ 便所の改造
 - オ その他市長が特に認めたもの

○補助額

- ・50万円を超える修繕等が対象
- ・補助対象経費の50%（1,000円未満切捨て）
- ・限度額：50万円

こんなものも対象になります！

- ・FF式ヒーター
- ・照明LED化
- ・雪下ろし用アンカー設置

○補助実績

- ・外壁、屋根、外階段の修繕
- ・玄関、窓枠取替え
- ・スロープ設置
- ・エアコン設置
- ・トイレ洋式化
- ・床張り替え工事
- ・駐車場消雪パイプ設置
- ほか

○補助対象外のもの

- ・畳（表替え含む）
- ・ふすま（張替え含む）
- ・網戸の取替え
- ・消耗品にあたるもの

令和6年7月1日より、上記の規定にかかわらず、気候変動適応法に規定する指定暑熱避難施設として町内集会施設を開放するために、町内会が実施する冷房装置の新設で10万円を超えるものは補助対象となりました。

<よくある質問>

ほかの部屋にはエアコンが設置してあるが、設置していない和室にエアコンをつけたい。

答 対象になります。新規設置する部屋数の制限はありません。

すでに設置しているエアコンを入れ替えたい。

答 対象外です。通常の町内集会施設等整備事業費補助金の大規模修繕（事業費50万円以上）を活用して、計画的に修繕ください。

エアコンを設置した部屋は必ず開放しないといけないか。

答 熱中症特別警戒アラートが発令された時などに、町内の方等の安全のため避難していただく事を想定していますので、町内での周知、対応をお願いします。

(4) 申請様式記入例 (交付申請時)

<整備事業>

様式第1号(第3条関係)

補助金等交付申請書

補助金等の交付を受けたいので、小千谷市補助金等交付規則により、次のとおり申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

小千谷市長 あて

(令和〇〇年度)

1 申 請 者	住 所	小千谷市〇〇△丁目△一△			
	氏 名	〇〇町内会 会長 小千谷 太郎			
	(名称、代表者)	電話 0258(△△) △△△△			
2 補助事業の名称	町内集会施設等整備事業費補助金				
3 補助事業の目的	地域コミュニティ活動拠点施設の整備				
4 補助事業の内容	<p>〇〇集会場新築工事</p> <p>補助対象面積×補助基準単価×45%が交付申請額 ただし、千円未満切り捨て、上限 1,300 万円</p>				
5 交 付 申 請 額	13,000,000円	6 完了予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
7 算 出 基 礎	254m ² ×114,000円×45% = 13,030,200円 (上限13,000,000円)				
補助事業費の	收 入		支 出		
	項 目	金 額(円)	項 目	金 額(円)	説 明
	市 補 助 金	13,000,000	工 事 費	28,956,000	別紙見積書のとおり
	町 内 負 担 費	15,956,000			
添付書類は(6)申請・実績報告時の添付 書類をご確認ください。					
	計	28,956,000	計	28,956,000	
9 添 付 書 類	<input checked="" type="checkbox"/> 設計書又は見積書 <input checked="" type="checkbox"/> 平面図、立面図及び仕上表 <input checked="" type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> その他 ()				

＜大規模修繕＞

様式第1号(第3条関係)

補助金等交付申請書

補助金等の交付を受けたいので、小千谷市補助金等交付規則により、次のとおり申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

小千谷市長 あて

(令和〇〇年度)

1 申 請 者	住 所	小千谷市〇〇△丁目△一△
	氏 名 (名称、代表者)	〇〇町内会 会長 小千谷 太郎 電話 0258(△△) △△△△

2 補助事業の名称 町内集会施設等整備事業費補助金

3 補助事業の目的 地域コミュニティ活動拠点施設の機能維持のため。

4 補助事業の内容 ○〇集会所屋根塗装修繕工事

総事業費×50%が交付申請額
ただし、千円未満切り捨て、上限50万円

5 交 付 申 請 額 482,000円 6 完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

7 交 付 申 請 額 の 算 出 基 礎 $965,500\text{円} \times 50\% = 482,750\text{円}$

(上限500,000円)

8 補助事業費の	収 入		支 出		
	項 目	金 額(円)	項 目	金 額(円)	説 明
	市 補 助 金	482,000	工 事 費	965,500	別紙見積書のとおり
	町 内 負 担 費	483,500			

添付書類は(6)申請・実績報告時の添付書類をご確認ください。

計	965,500	計	965,500
---	---------	---	---------

9 添 付 書 類	<input checked="" type="checkbox"/> 設計書又は見積書	<input type="checkbox"/> 平面図、立面図及び仕上表
	<input checked="" type="checkbox"/> 位置図	<input type="checkbox"/> 売買契約書
	<input type="checkbox"/> その他の)	

(5) 申請様式記入例 (実績報告時)

<整備事業>

様式第6号(第9条関係)

補助事業実績報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け小に第〇〇号で交付決定のあった補助事業が完了(を廃止)したので、小千谷市補助金等交付規則により、次のとおり報告します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

小千谷市長 あて

(令和〇〇年度)

1 補助事業者	住所	小千谷市〇〇△丁目△一△		
	氏名	〇〇町内会 会長 小千谷 太郎		

事業完了日は、支払が完了した領収書の日付、若しくは領収書の日付以降で、引渡しが完了した日付となります。

町内集会施設等整備事業費補助金

定額	13,000,000円	精算額	13,000,000円
----	-------------	-----	-------------

4 事業完了年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 補助事業精算内訳	収入		支出		
	項目	金額(円)	項目	金額(円)	説明
市補助金	13,000,000	工事費	28,956,000	別紙の通り	
町内負担金	15,956,000				
					・添付書類は(6)申請・実績報告時の添付書類をご確認ください。
					・申請者と口座名義人が異なる場合は委任状が必要です。
計	28,956,000	計	28,956,000		
6 添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書又は請求書 <input checked="" type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通帳の写し <input type="checkbox"/> 委任状 <input checked="" type="checkbox"/> 着手前及びしゅん工写真 <input type="checkbox"/> その他 ()				

私は、補助金等を次の金融機関に口座振込することを申出します。

金融機関名	〇〇 (銀行・信用組合・金庫・農協) 〇〇 (本店・支店・支所)		
口座名義	〇〇町内会 会長 小千谷 太郎	口座番号 普通 当座	12345678

＜大規模修繕＞

様式第6号(第9条関係)

補助事業実績報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け小に第〇〇号で交付決定のあった補助事業が完了(を廃止)したので、小千谷市補助金等交付規則により、次のとおり報告します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

小千谷市長 あて

(令和〇〇年度)

1 補助事業者	住所	小千谷市〇〇△丁目△一△		
	氏名 (名称、代表者)	〇〇町内会 会長 小千谷 太郎 電話 0258(△△) △△△△		

事業完了日は、支払が完了した領収書の日付、若しくは領収書の日付以降で、検品が終了した日付となります。

町内集会施設等整備事業費補助金

ての相	定額	482,000円	精算額	482,000円
-----	----	----------	-----	----------

4 事業完了年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 補助事業精算内訳	収入		支出		
	項目	金額(円)	項目	金額(円)	説明
市補助金	482,000	工事費	965,500	別紙の通り	
町内負担費	483,500				
					・添付書類は(6)申請・実績報告時の添付書類をご確認ください。
					・申請者と口座名義人が異なる場合は委任状が必要です。
計	965,500	計	965,500		
6 添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書又は請求書 <input checked="" type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通帳の写し <input type="checkbox"/> 委任状 <input checked="" type="checkbox"/> 着手前及びしゅん工写真 <input type="checkbox"/> その他()				

私は、補助金等を次の金融機関に口座振込することを申出します。

金融機関名	〇〇 (銀行・信用組合・金庫・農協)			〇〇 (本店・支店・支所)
口座名義	〇〇町内会 会長 小千谷 太郎	口座番号	普通 当座	12345678

口座名義人が補助金申請者名義以外の場合は委任状を提出してください

委 任 状

小千谷市長 あて

委任者には、補助金申請者の
住所・氏名・電話番号をご記入
ください。
押印が必要です。

委任者

住 所 小千谷市〇〇△丁目△一△
氏 名 〇〇町内会 会長 小千谷 太郎 ㊞
電話番号 0258(△△) △△△△

私は小千谷市から支払われる町内集会施設等整備事業に対する補助金について、受領に関する権限を下記のとおり委任します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

受任者には、口座名義人の住所・氏名・
電話番号をご記入ください。

記

受任者

住 所 小千谷市〇〇△丁目〇一〇
氏 名 〇〇町内会 会計 小千谷 花子
電話番号 0258(△△) 〇〇△△

(6) 申請・実績報告時の添付書類

申請時	(1) 建物の位置図 (2) 建物の各階平面図、立面図及び仕上表 (3) 設計書又は見積書の写し (4) 購入の場合は売買契約書の写し (5) その他市長が必要と認める書類 ただし、大規模修繕にあっては(2)は省略できる。
-----	--

実績報告時	(1) 着手前及びしゅん工写真 (2) 契約書の写し (3) 領収書又は請求書の写し (4) 設計変更した場合は、その理由書 (5) 振込口座の預金通帳の写し(表紙をめくったページ) (6) 申請者と振込口座名義が異なる場合は、委任状 ただし、大規模修繕にあっては(2)は省略できる。
-------	--

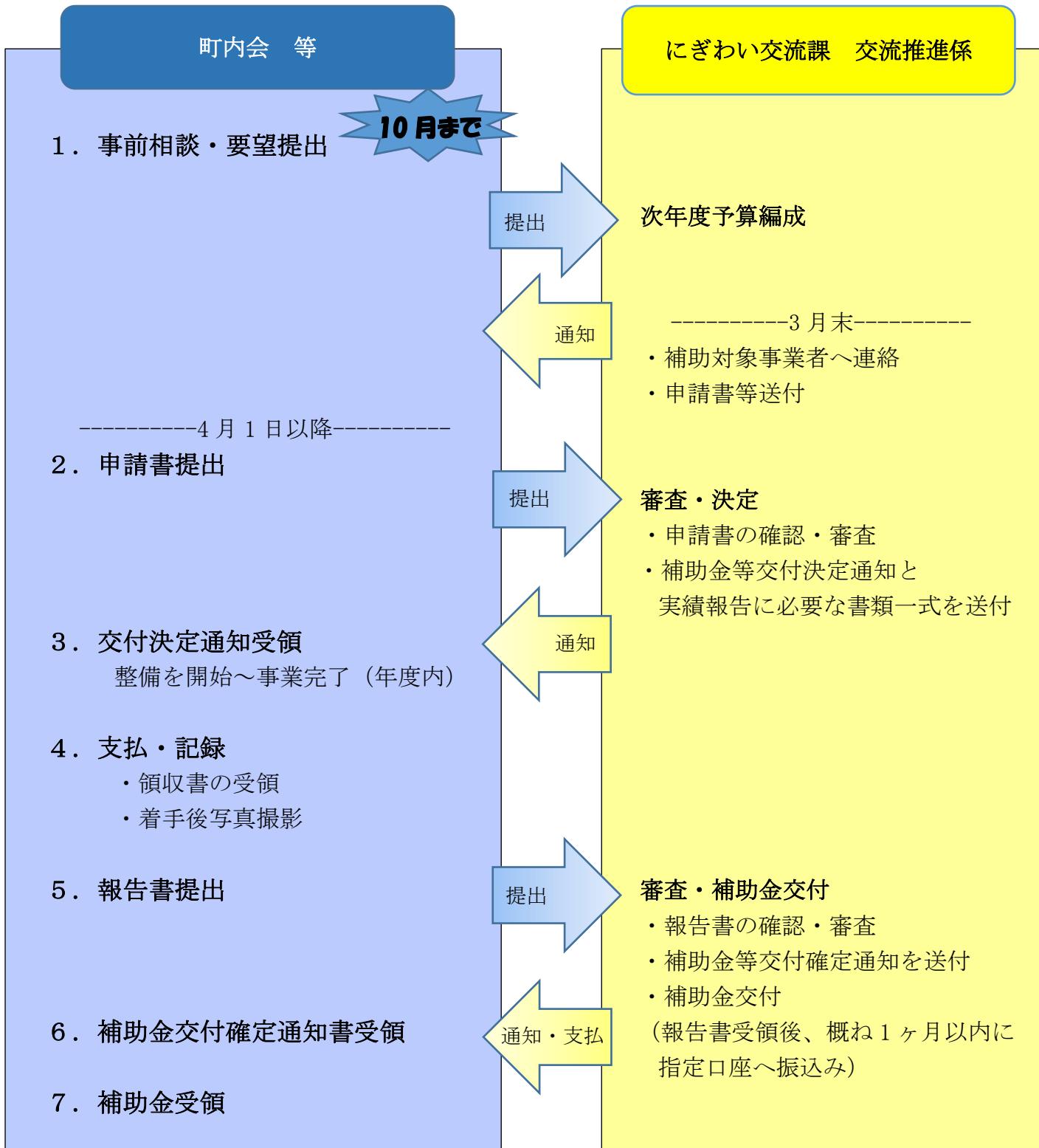
(7) 申請時の注意事項

- ・修正可能な「鉛筆」や「消せるボールペン」等で記入しないで下さい。
- ・修繕後の申請はできませんので、必ず修繕前に相談・申請を行ってください。
- ・業者や店舗から発行される書類(見積書、納品書、領収書)の宛名については「○○町内会」等とし、町内会長名などの個人名で受領したものは利用できません。
- ・補助金の支払いは、実績報告提出時の指定口座への振り込みとします。なお、整備事業の場合は、業者への支払額に応じた割合の補助額を概算で支払うことができますので、概算払いをご希望の場合はご相談ください。

(8) 財産処分の制限

補助事業により取得した集会施設等を譲渡、交換、又は廃棄その他の処分をすることはできません。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではありません。(小千谷市町内集会施設等整備事業費補助金交付要綱第8条)

(9) 申請手順



(10) 要望の受付と交付の優先

- 10月までに相談があった整備事業について、翌年度補助金を交付します。事業内容や金額がわかるものを提出してください。(見積書、現況写真、事業計画書 等)
- ・整備事業実施は要望を受けた翌年度となります。
 - ・予算の範囲を超えて要望があった場合は、緊急度等に応じて選定させていただきます。